

令和５年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく
設置者による測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第２８条第３項に基づき廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者から報告された排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況の測定の結果について、同条第４項に基づき公表します。

公表の対象は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までに測定されたものです。

１ 測定結果の概要

報告された全ての施設は、排出基準に適合していました。

（１）排出ガスの測定結果報告状況

特定施設の種類		報告 対象 施設数	報告 施設数	新設		既設		排出基準 不適合 施設数
				測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/ m ³ N)	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/ m ³ N)	
アルミニウム 合金製造の用に供す る溶解炉		1	1	-	1	0.0026～ 0.061	5	0
廃棄物 焼却炉	4t/h 以上	2	2	0.000011～ 0.00063	0.1	-	1	0
	2～4t/h	3	3	0.13	1	0.053～ 0.089	5	0
	2t/h 未満	4	4	0.00013～ 0.0046	5	0.000045～ 2.1	10	0
合計		10	10	-	-	-	-	0

（２）排出水の測定結果報告状況

特定施設の種類	報告対象 事業場数	報告 事業場数	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	排出基準 不適合事業場数
廃棄物焼却炉の廃ガス洗 浄施設・湿式集じん施設	1	1	1.3	10	0

（３）ばいじん・燃え殻の測定結果報告状況

対象試料	報告対象 施設数	報告施設数	測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)	処理基準 不適合施設数
ばいじん	9	8	0.024～2.0	3	0
燃え殻	9	8	0～1.7	3	0

※ばいじんについて、１施設は試料が測定必要量未満のため報告なし。２施設は共通試料として１件の報告。

※燃え殻について、１施設は排出がないため報告なし。２施設は共通試料として１件の報告。

※ばいじん・燃え殻の処分を行う場合には、処理基準以内となるように処理しなければなりません。

2 行政指導等

全ての施設において基準値に適合していたため、行政指導等はありませんでした。

3 設置者による測定結果一覧表

(1) 設置者による測定結果一覧表は別紙のとおりです。

(2) 一覧表の見方

①「区分」の欄は、特定施設の種類を表1及び表2のとおり示します。

「規模又は排水量」の欄は、大気基準適用施設は施設の規模を示し、水質基準適用施設は報告時の排水量を示します。また、単位は特定施設の種類ごとの単位を示します。

表1 特定施設（大気基準適用施設）の区分

「区分」の 「大気」	特定施設の種類		「規模又は排水量」 の欄の単位
4b	アルミニウム合金製造用溶解炉		1時間あたりの原料 の処理能力(t/h)
5a	廃棄物 焼却炉	4t/h 以上	1時間あたりの焼却 能力(kg/h) 又は 火床面積(m ²)
5b		2t/h 以上～4t/h 未満	
5c		200kg/h 以上～2t/h 未満	
5d		100kg/h 以上～200kg/h 未満	
5e		50kg/h 以上～100kg/h 未満	
5f		50kg/h 未満	

表2 特定施設（水質基準適用施設）の区分

「区分」の 「水質」	特定施設の種類	「規模又は排水量」の欄の単位
15a	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設・湿式集じん施設	1日あたりの排水量 (m ³ /日)

②「新・既」の欄

(ア) 特定施設（大気基準適用施設）

既：法第2条第2項に規定する特定施設（大気基準適用施設）となった際現に設置されている施設（設置の工事がされている施設も含む。）のこと。また、廃棄物焼却炉のうち焼却能力200kg/h以上又は火格子面積が2m²以上のものにあつては、平成9年12月1日に現に設置されている施設のこと。いわゆる既設の大気基準適用施設。

新：大気基準適用施設であつて既設以外のもの。

(イ) 特定施設（水質基準適用施設）

既：法第2条第2項に規定する特定施設（水質基準適用施設）となった際現に設置されている施設（設置の工事がされている施設も含む。）を有する水質基準適用事業場のこと。いわゆる既設の水質基準適用事業場。

新：水質基準適用事業場であつて既設以外のもの。

③「ダイオキシン類測定結果」の欄（単位）

ng 1 0 億分の 1 グラム（ナノグラム）

pg 1 兆分の 1 グラム（ピコグラム）

TEQ 毒性等量。ダイオキシン類のうち、毒性の最も強い 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに換算した量のこと。

m³N 温度が 0 度で圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガス量
（ノルマル立方メートル）

L 排水水の量（リットル）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定結果一覧表
川越市

別紙

No.	報告 年月日	採取 年月日	事業所名称(施設の名称)	所在地	区分		規模 又は 排水量	新・ 既	測定結果				適用 基準	備考
					大 気	水 質			排出ガス	ばいじん (集塵灰・飛灰)	燃え殻 (焼却灰)	排水水		
									ng-TEQ/m ³ N	ng-TEQ/g	ng-TEQ/g	pg-TEQ/L		
1	R5.10.13	R5.8.17	川越市東清掃センター(1号炉)	芳野台2-8-18	5b		2917kg/h	既	0.089				5	
	R5.10.13	R5.8.17								0.48			3	
	R5.10.13	R5.8.17									0.00015		3	
	R6.1.5	R5.10.30	川越市東清掃センター(2号炉)		5b		2917kg/h	既	0.053				5	
	R6.1.5	R5.10.30								0.35			3	
	R6.1.5	R5.10.30									0		3	
2	R6.3.8	R5.12.15	川越市資源化センター(1系)	鯨井782-3	5a		5521kg/h	新	0.000011				0.1	1回目の測定
	R6.4.5	R6.3.1							0.000098				0.1	2回目の測定
	R6.3.8	R6.2.2	川越市資源化センター(2系)		5a		5521kg/h	新	0.00063				0.1	1回目の測定
	R6.4.5	R6.3.1							0.000016				0.1	2回目の測定
	R6.3.8	R5.12.15	川越市資源化センター							1.6			3	1回目の測定
	R6.4.5	R6.3.1								2.0			3	2回目の測定
	R6.3.8	R5.12.15									0		3	1系2系共通試料
	R6.3.8	R5.12.15									0		3	溶融不適物
3	R6.5.15	R5.7.20	(株)ビー・エム・エル BML総合研究所	的場1361-1	5c		750kg/h	新	0.00013				5	1系2系共通試料
	R6.5.15	R5.7.20								1.7			3	
	R6.5.15	R5.7.20									0.17		3	
4	R5.7.26	R5.6.5	(株)山一商事 川越中間処理工場	下赤坂1812	5b		2500kg/h	新	0.13				1	
	R5.7.26	R5.6.5								0.024			3	
	R5.7.26	R5.6.5									0.00089		3	
5	R5.8.10	R5.6.8	富士フィルム和光純薬(株)東京工場	的場1633	5c		1300kg/h	既	0.000045				10	
										-			3	ばいじんは測定必要量の確保不可
											-		3	燃え殻の発生無し
6	R6.5.15	R5.10.3	駒澤金属工業(株)川越工場	芳野台2-8-1	4b		31t/h	既	0.0026				5	排出口1
	R6.5.15	R5.10.6							0.061				5	排出口2
7	R6.3.6	R6.1.31	埼玉県川越家畜保健衛生所	石田152	5e		97.3kg/h	新	0.0046				5	
	R6.3.6	R6.1.31								0.31			3	
	R6.3.6	R6.1.31									0		3	
8	R6.2.8	R5.12.25	(株)峰陽建設	下広谷138	5d		189.5kg/h	既	2.1				10	
	R6.2.8	R5.12.25								1.6			3	
	R6.2.8	R5.12.25									1.7		3	